証券コード　6566
平成30年６月５日

株　主　各　位

東京都豊島区池袋二丁目14番８号池袋エヌエスビル
株式会社要興業
代表取締役社長　藤居秀三

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成30年６月26日（火曜日）午前10時00分（受付　午前９時）

2. 場　　所　　東京都豊島区東池袋３―１―４　サンシャインシティ文化会館　５０１
（末尾の会場案内図をご参照下さい）

3. 会議の目的事項

報告事項

１．第46期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第46期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役９名選任の件

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kaname-k.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（https://www.kaname-k.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎当社では、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は予定しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に設備投資が増加し、個人消費も持ち直しの動きを見せるなど、民間需要を中心に着実な回復が進みました。一方、海外においては米国の景気は底堅く推移し、欧州やアジア各国の経済も総じて成長が続いたものの、貿易摩擦等予断を許さない情勢により、先行き不透明な状況が続いております。

こうした中、当社主要業務の業界である廃棄物処理業につきましては、環境保全、法令遵守などの観点から、各企業から排出される廃棄物の処理に対し、厳格な姿勢が必要とされており、廃棄物処理業者につきましても、それらの社会的要求に応えるべく、より一層の努力と変革を求められております。

このような経営環境の下で、当社は平成29年12月25日に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬処分業務を主業とし、より厳格なコンプライアンスや適正処理の推進と、顧客ニーズに合致する営業活動と業容の拡大に取り組んで参りました。行政受託事業では、不燃ごみ選別資源化の需要拡大に合わせて新設した板橋リサイクルセンターが10月より本格稼働しております。また、今後の業容拡大やサービス品質向上を図るため、主に収集運搬部門における人員や車両の増強、新たなリサイクルセンター建設や生産設備の強化といった投資を積極的に推し進めてまいります。

当連結会計年度の売上高は10,811,042千円（前年同期比7.7%増）となりました。営業利益は1,142,436千円（前年同期比10.5%増）、経常利益は1,116,087千円（前年同期比6.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は739,722千円（前年同期比0.7%減）となりました。

当社グループは単一セグメントでありますが、事業区分別の売上高は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）		当連結会計年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）		前年同期比増減	
	金　額	構成比率	金　額	構成比率	金　額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
収集運搬・処分事業	6,920,447	68.9	7,281,457	67.3	361,009	5.2
リサイクル事業	1,220,310	12.2	1,445,800	13.4	225,490	18.5
行政受託事業	1,901,571	18.9	2,083,783	19.3	182,212	9.6
合計	10,042,329	100.0	10,811,042	100.0	768,713	7.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、総額1,565,245千円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備等

○　収集車両購入計63台　324,495千円

○　板橋リサイクルセンター建物及び設備　627,023千円

当連結会計年度において継続中の主要な設備等

○　入谷駐車場用地　363,547千円

○　鹿浜リサイクルセンター増設　245,592千円

(3) 資金調達の状況

当社は平成29年12月25日に東京証券取引所市場第二部に上場し、公募増資により、総額18億53百万円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社東京クリアセンター及び株式会社アルフォとの間で、平成29年３月15日に東京都スーパーエコタウン事業に関する基本合意書を締結しており、これに伴い、株式会社アルフォ株式450株（平成30年３月末現在同社の発行済み株式総数の5%）を2億2百万円で取得しております。

(5) 対処すべき課題

① コンプライアンス体制の充実

総合廃棄物処理事業を営む当社グループは、廃棄物処理法をはじめとした環境関連法規制の遵守を企業の最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。

② リサイクル技術の向上

当社グループの廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。当社グループは、積極的な設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。

③ 情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握により的確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また迅速な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの再構築に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

④ 経営基盤の拡充

当社グループは、さらなる企業価値の最大化を目指すためにも、以下のとおり経営基盤の拡充を図る必要があります。

イ 経営資源の重要な要素である人材については、社員教育や研修制度の拡充、コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図ります。

ロ 既存の事業基盤については、各リサイクルセンター及び収集運搬のための車両・配車システムの品質管理及び安全管理を徹底の上、原価率低減に向けた創意工夫を推進します。

ハ 当社グループの事業の柱を為すのは廃棄物の収集運搬であります。安全運転を遂行することは、すなわち事業を安定させることにつながり、それを継続させることが顧客満足の向上につながります。車両に搭載させる機器等のハード面、ドライバーへの徹底的な教育等のソフト面を共に充実させ、安全運転の徹底を図ります。

(6) 財産及び損益状況の推移

	第43期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第44期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第45期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第46期 (当連結会計年度) (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
売上高(千円)	－	9,803,121	10,042,329	10,811,042
経常利益(千円)	－	1,143,924	1,052,884	1,116,087
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	785,234	744,943	739,722
1株当たり当期純利益(円)	－	59.49	56.44	53.36
総資産(千円)	－	16,534,241	17,543,524	20,535,670
純資産(千円)	－	11,210,801	11,908,823	14,500,119
1株当たり純資産額(円)	－	849.30	902.18	913.60

(注) 1．当社では第46期より連結計算書類を作成しております。なお、第44期及び第45期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

2．当社は、平成29年6月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 主な事業内容(平成30年3月31日現在)

当社は、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬・処分事業を主要事業とし、これに付随する業務として産業廃棄物の中間処理及び製紙原料の選分等のリサイクル事業を営んでおります。また、東京23区の依頼により、不燃ごみや容器包装ごみ等の資源化処理を行う行政受託事業を営んでおります。

(8) 主な事業所（平成30年３月31日現在）

①当社の主要な事業所及びリサイクルセンター

本　　社　　東京都豊島区池袋二丁目14番８号　池袋エヌエスビル

足立支社　　東京都足立区鹿浜七丁目９番２号

名　　称	所　在　地
千住リサイクルセンター	足立区千住桜木二丁目18番11号
大森リサイクルセンター	大田区大森南四丁目10番６号
第一入谷リサイクルセンター	足立区入谷九丁目28番20号
第二入谷リサイクルセンター	足立区入谷九丁目16番19号
鹿浜リサイクルセンター	足立区堀之内一丁目14番15号
新鹿浜リサイクルセンター	足立区鹿浜一丁目４番８号
城南島リサイクルセンター	大田区城南島二丁目８番１号
板橋リサイクルセンター	板橋区新河岸二丁目20番18号

（注）平成29年９月20日をもって、板橋リサイクルセンターを新設いたしました。

②国内子会社の主要な事業所

株式会社ヨドセイ本社　　東京都豊島区東池袋二丁目38番20号

株式会社ヨドセイ和光事務所　埼玉県和光市新倉七丁目９番１号

(9) 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
441名（+24名）

（注） アルバイト・パートタイマー等331名は、上記従業員数に含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平　均　年　齢	平均勤続年数
383名（+22名）	43.10歳	8.92年

（注） アルバイト・パートタイマー等238名は、上記従業員数に含まれておりません。

(10) 主な借入先（平成30年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株　式　会　社　　み　ず　ほ　銀　行	967,976千円
株 式 会 社　三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	652,098千円
株　式　会　社　　三　井　住　友　銀　行	431,126千円
株　式　会　社　　り　そ　な　銀　行	159,194千円
日　本　生　命　保　険　相　互　会　社	136,510千円

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日をもって株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

(11) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヨドセイ	11,720千円	100.0%	一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬

2．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　50,000,000株

（2）発行済株式総数　15,871,400株（自己株式の保有はありません。）

（3）当期末株主数　5,805名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
要興業社員持株会	3,074,500 株	19.4 %
藤居秀三	2,500,000 株	15.8 %
日本生命保険相互会社	850,000 株	5.4 %
大星ビル管理株式会社	750,000 株	4.7 %
大星ビルメンテナンス株式会社	750,000 株	4.7 %
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	574,400 株	3.6 %
藤居幸弥	370,000 株	2.3 %
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	300,000 株	1.9 %
日本証券金融株式会社	294,300 株	1.9 %
坂原謙二	290,000 株	1.8 %

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日をもって株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤　居　秀　三	
代表取締役専務	木　納　　孝	
取　締　役	松　浦　義　忠	業務部長兼行政管理部長
取　締　役	坂　原　謙　二	営業部長
取　締　役	安　藤　雅　弘	システム管理部長
取　締　役	石　原　　浩	管理部長
取　締　役	村　木　宣　彦	総務部長
取　締　役	齊　藤　陽　三	株式会社ヨドセイ 監査役
取　締　役	松　澤　攻　臣	医療法人社団高千穂会西台クリニック 顧問
常勤監査役	井　上　淳　嗣	
監　査　役	村　谷　晃　司	フェアネス法律事務所 弁護士
監　査　役	寺　島　哲　四	

（注）1．取締役齊藤陽三氏及び松澤攻臣氏は社外取締役であります。
2．監査役井上淳嗣氏及び村谷晃司氏は社外監査役であります。
3．取締役齊藤陽三氏、松澤攻臣氏、監査役井上淳嗣氏及び村谷晃司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4．平成29年６月27日開催の第45期定時株主総会において、松澤攻臣氏、村木宣彦氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、本契約に基づく責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	142,611千円	（うち社外取締役	2名	2,500千円）
監査役	3名	16,280千円	（うち社外監査役	2名	9,800千円）

（注）1．上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,321千円（取締役12,241千円、監査役1,080千円）を含んでおります。
2．平成29年６月27日の第45期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、平成28年６月27日の第44期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。
3．取締役の報酬については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。
4．上記支給額のほか社外役員が当社の子会社等から受けた役員としての報酬額は2,400千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役と社外監査役個人との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

齊藤陽三が代表取締役を務めた株式会社三徳とは収集運搬契約を締結しており、監査役を務める株式会社ヨドセイは当社の連結子会社であります。松澤攻臣が代表取締役を務めた株式会社セゾン保険サービスとは保険契約を締結しており、顧問を務める医療法人社団高千穂会西台クリニックと当社との関係はございません。村谷晃司が勤めるフェアネス法律事務所とは顧問弁護士契約を締結しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	齊　藤　陽　三	当事業年度において開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。事業会社の経営者としての豊富な経験から、適宜発言を行っております。
取締役	松　澤　攻　臣	当事業年度において在任中に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。事業会社の経営者としての豊富な経験から、適宜発言を行っております。
監査役	井　上　淳　嗣	当事業年度において開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席しました。事業会社の経営者としての豊富な経験から、適宜発言を行っております。
監査役	村　谷　晃　司	当事業年度において開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 名称　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、事業の規模、監査日数及び前事業年度の監査報酬等を勘案したうえで決定しております。
3．監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、または、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

5．業務の適正を確保するための体制

当社は、平成29年11月14日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議しました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報制度を周知し、法令定款違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家等を起用し法令遵守の研修等を行い、取締役が率先して行動する。

② 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。

③ 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務執行状況を監査する。

④ 特に、反社会的勢力との関係については、取締役自らが襟を正し、反社会的勢力を排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書等の作成、保存、管理等に関する基本的事項を文書取扱規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。

② 株主総会議事録、取締役会議事録は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示し、閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程を遵守し、業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクを、事前に各部において検討の上、総合経営幹部会並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。

② 特に、不測の危機が発生した場合には、リスク管理規程に即して、代表取締役専務を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を月１回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の業務執行状況の効率性の監督等を行う。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定め、常時閲覧可能とし、業務執行を行う。

③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、全社的な目標を設定し実行することとし、状況により目標の修正等に対処できることとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報体制を周知の上、社員の法令違反の通報等が非公式の経路で行える体制とする。

② 必要に応じて、外部の専門家等を起用し、法令定款違反行為を相談する等、社内で未然に防止する体制とする。

③ 反社会的勢力との対応は、反社会的勢力排除に関する規程を遵守し、不当要求等の被害を防止する体制とする。

④ 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。

⑤ 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当役員へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社の管理担当部門及び管理責任者を定め、関係会社は一定の経営上の重要事項について管理責任者へ報告を行い、特に重要と認めた事項については当社に対して付議する体制とする。

② 内部監査室は、関係会社に対しても「内部監査規程」に基づく監査を行うこととする。

③ 監査役は会社の監査に必要な範囲で関係会社に対して報告を求め、調査を行うことができることとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置及びその人員について協議することとする。

(8) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮することとする。

② 補助使用人の評価は監査役が行い、当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を要するものとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(9) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

② 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

③ 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な契約書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

④ 監査役は、当社の監査法人より会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を適宜行う等連携を図っていくこととする。

⑤ 実効性確保のための内部監査担当との連携についても、日頃より助言等を行い、監査の効率性を高めることとする。

⑥ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払うこととする。

（10）財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

① 内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成18年６月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行うこととする。

② 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視することとする。

（11）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力との関係に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めております。

(a) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取組みます

(b) 当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。

(c) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

(d) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。

(e) 当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

② 反社会的勢力の排除に向けた社内体制等の整備状況

(a) 最高責任者

会社の危機管理体制における最高責任者は代表取締役社長とし、反社会的勢力との対応において最終意思決定権を有する。なお、最高責任者は権限を役員に委譲することができる。

(b) 主管部署

反社会的勢力対応の主管部署は総務部総務人事課とし、反社会的勢力に関する各種情報収集、「反社会的勢力対応マニュアル」等の策定並びに反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括する。

(c) 報告・監督

反社会的勢力との対応の処理結果について、主管部署たる総務部総務人事課は、最高責任者に必ず書面にて報告しなければならない。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス管理規程に則り、四半期毎に開催されたコンプライアンス委員会での決議内容に即した活動を実施し、その内容について取締役会に報告しております。また、毎月各部署にてコンプライアンス委員が講師となって従業員に対してコンプライアンス研修を実施しております。内部通報規程に基づくホットライン窓口を社内外に設置し、コンプライアンスアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理規程に則り、半年毎に開催されるリスクマネジメント委員会での決議内容に即した活動を実施し、その内容について取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務執行について

取締役会を16回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。

(5) 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で適宜意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(6) 内部監査室の職務執行について

内部監査室は、内部監査計画書に基づき、当社の各部署の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施し、監査結果を代表取締役社長並びに監査役会に報告の上、必要に応じて改善指導を行いました。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**6,811,914**	**流動負債**	**2,130,130**
現金及び預金	5,422,638	買掛金	295,487
売掛金	1,200,956	短期借入金	164,462
有価証券	8,959	１年内償還予定の社債	40,000
商品	5,595	1年内返済予定の長期借入金	330,888
貯蔵品	18,016	リース債務	319,485
前払費用	42,180	未払法人税等	309,014
繰延税金資産	106,863	賞与引当金	189,487
その他	7,265	その他	481,304
貸倒引当金	△560	**固定負債**	**3,905,420**
固定資産	**13,723,756**	社債	80,000
有形固定資産	**10,867,556**	長期借入金	1,858,210
建物及び構築物	1,112,818	リース債務	370,526
土地	8,598,672	繰延税金負債	721,230
リース資産	647,017	退職給付に係る負債	442,971
建設仮勘定	255,271	役員退職慰労引当金	383,063
その他	253,776	その他	49,417
無形固定資産	**149,330**	**負債合計**	**6,035,550**
のれん	37,740		
その他	111,589	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**2,706,869**	**株主資本**	**14,310,946**
投資有価証券	830,735	資本金	827,736
繰延税金資産	214,122	資本剰余金	1,400,341
長期預金	5,000	利益剰余金	12,082,867
保険積立金	1,498,342	**その他の包括利益累計額**	**189,173**
その他	160,116	その他有価証券評価差額金	189,173
貸倒引当金	△1,447	**純資産合計**	**14,500,119**
資産合計	**20,535,670**	**負債・純資産合計**	**20,535,670**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**10,811,042**
売上原価		**8,544,426**
売上総利益		**2,266,615**
販売費及び一般管理費		**1,124,179**
営業利益		**1,142,436**
営業外収益		
受取利息	1,965	
受取配当金	9,537	
保険解約返戻金	8,747	
受取保険金	27,122	
保険事務手数料	5,156	
その他	9,075	61,605
営業外費用		
支払利息	34,003	
株式交付費	15,192	
上場関連費用	31,100	
その他	7,658	87,954
経常利益		**1,116,087**
特別利益		
固定資産売却益	10,329	10,329
特別損失		
固定資産売却損	252	
固定資産除却損	487	740
税金等調整前当期純利益		**1,125,677**
法人税、住民税及び事業税	440,484	
法人税等調整額	△54,530	385,954
当期純利益		**739,722**
親会社株主に帰属する当期純利益		**739,722**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	247,970	236,825	11,382,744	△110,000	11,757,539
当期変動額					
新株の発行	579,766	579,766			1,159,533
剰余金の配当			△39,600		△39,600
親会社株主に帰属する当期純利益			739,722		739,722
自己株式の処分		583,750		110,000	693,750
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	579,766	1,163,516	700,122	110,000	2,553,406
当期末残高	827,736	1,400,341	12,082,867	－	14,310,946

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	151,283	151,283	11,908,823
当期変動額			
新株の発行			1,159,533
剰余金の配当			△39,600
親会社株主に帰属する当期純利益			739,722
自己株式の処分			693,750
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,889	37,889	37,889
当期変動額合計	37,889	37,889	2,591,296
当期末残高	189,173	189,173	14,500,119

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**6,231,596**	**流動負債**	**1,937,227**
現金及び預金	5,042,697	買掛金	267,642
売掛金	1,027,796	短期借入金	164,462
有価証券	8,959	１年内償還予定の社債	40,000
商品	4,968	１年内返済予定の長期借入金	330,888
貯蔵品	17,280	リース債務	315,732
前払費用	36,753	未払金	102,550
未収収益	851	未払費用	175,968
繰延税金資産	88,093	未払法人税等	288,029
その他	4,755	未払消費税等	55,226
貸倒引当金	△560	預り金	46,083
固定資産	**13,280,091**	前受収益	216
有形固定資産	**8,551,182**	賞与引当金	150,428
建物	830,895	**固定負債**	**3,097,268**
構築物	224,767	社債	80,000
機械及び装置	106,014	長期借入金	1,858,210
車両運搬具	45,840	リース債務	362,095
工具、器具及び備品	43,875	退職給付引当金	415,728
土地	6,408,671	役員退職慰労引当金	357,487
リース資産	635,844	資産除去債務	23,746
建設仮勘定	255,271	**負債合計**	**5,034,496**
無形固定資産	**106,024**	**（純資産の部）**	
電話加入権	2,344	**株主資本**	**14,288,017**
ソフトウェア	61,137	**資本金**	**827,736**
ソフトウェア仮勘定	42,541	**資本剰余金**	**1,400,341**
投資その他の資産	**4,622,884**	資本準備金	816,591
投資有価証券	830,735	その他資本剰余金	583,750
関係会社株式	1,987,195	**利益剰余金**	**12,059,938**
出資金	240	利益準備金	34,626
長期貸付金	685	その他利益剰余金	12,025,311
繰延税金資産	167,488	固定資産圧縮積立金	9,745
長期預金	5,000	別途積立金	4,073,100
敷金及び保証金	115,980	繰越利益剰余金	7,942,466
保険積立金	1,498,342	**評価・換算差額等**	**189,173**
その他	18,663	その他有価証券評価差額金	189,173
貸倒引当金	△1,447	**純資産合計**	**14,477,190**
資産合計	**19,511,687**	**負債・純資産合計**	**19,511,687**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,063,556**
売上原価		**7,034,593**
売上総利益		**2,028,963**
販売費及び一般管理費		**949,767**
営業利益		**1,079,195**
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,899	
有価証券利息	1,102	
保険解約返戻金	8,747	
受取保険金	26,584	
その他	11,017	64,350
営業外費用		
支払利息	34,003	
株式交付費	15,192	
上場関連費用	31,100	
その他	6,706	87,002
経常利益		**1,056,543**
特別利益		
固定資産売却益	9,169	9,169
特別損失		
固定資産売却損	252	
固定資産除却損	487	740
税引前当期純利益		**1,064,972**
法人税、住民税及び事業税	407,004	
法人税等調整額	△51,679	355,324
当期純利益		**709,647**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	247,970	236,825	－	236,825	34,626	－	4,073,100	7,282,164	11,389,891	△110,000	11,764,686
当期変動額											
新株の発行	579,766	579,766		579,766							1,159,533
剰余金の配当								△39,600	△39,600		△39,600
当期純利益								709,647	709,647		709,647
自己株式の処分			583,750	583,750						110,000	693,750
固定資産圧縮積立金の積立						10,341		△10,341	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△596		596	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	579,766	579,766	583,750	1,163,516	－	9,745	－	660,302	670,047	110,000	2,523,331
当期末残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626	9,745	4,073,100	7,942,466	12,059,938	－	14,288,017

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	151,283	151,283	11,915,969
当期変動額			
新株の発行			1,159,533
剰余金の配当			△39,600
当期純利益			709,647
自己株式の処分			693,750
固定資産圧縮積立金の積立			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,889	37,889	37,889
当期変動額合計	37,889	37,889	2,561,221
当期末残高	189,173	189,173	14,477,190

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月２２日

株式会社要興業
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　**公認会計士**　**長坂　隆**　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　**公認会計士**　**山村竜平**　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社　要興業の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社　要興業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月２２日

株式会社要興業
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長坂　隆　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山村竜平　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社　要興業の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第４６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月23日

株式会社要興業　監査役会

常勤社外監査役　井　上　淳　嗣　㊞
社外監査役　村　谷　晃　司　㊞
監査役　寺　島　哲　四　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、また、第46期につきましては、平成29年12月25日に東京証券取引所市場第二部に上場したことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金　14円（うち、普通配当13円・上場記念配当1円）
総額　222,199,600円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（1）取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）第１項につきましては取締役の任期を２年以内から１年以内に短縮し、これに伴い、任期の調整に関する同条第２項を削除するものであります。

（2）機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第48条（剰余金の配当等の決定機関）及び第49条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第48条（期末配当金）及び第49条（中間配当金）を削除するとともに併せて変更案第50条第１項に記載のとおり除斥期間に関する規定を変更するものです。

2．変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2.　補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
	（削　　除）
（新　　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第48条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定めることができる。
（新　　設）	（剰余金の配当の基準日） 第49条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2．当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3．前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（期末配当金） 第48条　当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。	（削　　除）
（中間配当金） 第49条　当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。	（削　　除）
（期末配当金等の除斥期間） 第50条　期末配当金および中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れる。	（期末配当金等の除斥期間） 第50条　配当財産が金銭である場合、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れる。

第３号議案　取締役９名選任の件

第２号議案が承認可決され取締役の任期が短縮されることを条件として、現任の取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものです。取締役候補の指名に際しては、経営に携わる者として高度な人格と資質を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の増大に資する者であることを重視しております。取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者９名のうち２名（齊藤陽三氏、松澤攻臣氏）は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者２名はいずれも当社が定める「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」を満たしています。（「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」については、36ページをご参照ください。）

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
1	**再任** ふじい　しゅうぞう 藤居　秀三 （昭和19年12月８日）	昭和38年４月　角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 昭和40年１月　不二機工株式会社入社 昭和47年６月　藤居商店創業（運送業・製紙原料商） 昭和48年４月　当社設立　代表取締役社長就任（現任）	2,500
	【取締役候補者とした理由】 藤居秀三氏は、当社創業経営者であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験及び卓越したリーダーシップの発揮により当社の企業価値向上を実現することが期待できるため、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）】 16回中16回すべてに出席		
2	**再任** きのう　たかし 木納　孝 （昭和34年９月24日）	昭和57年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成15年３月　同行岐阜支店長 平成18年２月　株式会社オリエントコーポレーションみずほ連携部長 平成20年５月　株式会社みずほ銀行横浜中央支店支店長 平成24年２月　当社入社 平成24年２月　当社社長室室長 平成24年６月　当社代表取締役専務就任（現任）	50
	【取締役候補者とした理由】 木納孝氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、平成24年以降現在に至るまで、当社代表取締役専務を務めるなど経営者としての経験と幅広い見識を有していることを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）】 16回中16回すべてに出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
3	**再任** まつうら　　よしただ 松浦　義忠 （昭和30年４月27日）	昭和46年４月　東レ株式会社岡崎事業場入社 昭和50年８月　株式会社㈲金澤商店（現株式会社マルカ金澤商店）入社 昭和57年９月　中華料理東軒　入店 昭和59年６月　株式会社丸八真綿入社 昭和61年７月　当社入社 平成10年６月　当社取締役業務部長就任 平成28年７月　当社取締役業務部長兼行政管理部長就任（現任）	150
	【取締役候補者とした理由】 松浦義忠氏は、業務部長兼行政管理部長として、当社の収集運搬部門並びにリサイクル部門を永年に亘り牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）】 16回中16回すべてに出席		
4	**再任** さかはら　　けんじ 坂原　謙二 （昭和37年12月21日）	昭和56年４月　キリンレモンサービス株式会社（現キリンビバレッジ株式会社）入社 昭和58年４月　当社入社 平成14年３月　当社営業部長 平成18年６月　当社取締役営業部長就任（現任）	290
	【取締役候補者とした理由】 坂原謙二氏は、営業部長として、当社の営業部門を永年に亘り牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）】 16回中16回すべてに出席		
5	**再任** あんどう　　まさひろ 安藤　雅弘 （昭和34年２月13日）	昭和56年４月　株式会社ときわ相互銀行（現株式会社東日本銀行）入行 平成６年４月　当社入社 平成26年６月　当社取締役システム管理部長就任（現任）	100
	【取締役候補者とした理由】 安藤雅弘氏は、システム管理部長として、当社のシステム部門及び販売管理部門を牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）】 16回中16回すべてに出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
6	**再任** いしはら　ひろし 石原　浩 （昭和36年５月30日）	昭和59年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 平成13年４月　東京三菱証券株式会社（現三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）債券営業部担当部長 平成18年10月　Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.(現 Mitsubishi UFJInvestor Services & Banking(Luxembourg) S.A.)業務企画部長 平成24年５月　三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ジャパン株式会社副社長 平成27年２月　当社入社　管理部長 平成28年６月　当社取締役管理部長就任（現任）	50
	【取締役候補者とした理由】 石原浩氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、管理部長として、当社の管理部門を牽引してきた実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)】 16回中16回すべてに出席		
7	**再任** むらき　のぶひこ 村木　宣彦 （昭和37年５月５日）	昭和61年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成22年11月　同行飯能支店長 平成27年７月　当社入社　総務部長 平成29年６月　当社取締役総務部長就任（現任）	50
	【取締役候補者とした理由】 村木宣彦氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、総務部長として、当社の総務部門を牽引してきた実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年６月27日から平成30年３月31日まで)】 在任中開催された12回中12回すべてに出席		
8	**再任** さいとう　ようぞう 齊藤　陽三 （昭和22年３月13日）	昭和43年11月　株式会社三徳入社 平成元年３月　同社店舗運営部長 平成19年３月　同社代表取締役就任 平成27年６月　株式会社ヨドセイ監査役就任（現任） 平成28年４月　当社入社　顧問 平成28年６月　当社社外取締役就任（現任）	―
	【社外取締役候補者とした理由】 齊藤陽三氏は、当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。また、経営者として経験を積み、内部統制及びコンプライアンスに関する的確な助言を行えると判断し、当社が定める「独立性の選任基準」を満たしているため、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)】 16回中16回すべてに出席		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数（千株）
9	**再任** まつざわ　こうしん 松澤　攻臣 （昭和19年９月18日）	昭和43年４月　安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 平成５年６月　同社丸の内支店長 平成９年６月　同社理事本店営業第６部長 平成11年６月　同社取締役四国本部長 平成12年６月　同社常務取締役九州・沖縄本部長 平成14年５月　同社専務取締役九州・沖縄本部長 平成14年６月　セゾン自動車火災保険株式会社代表取締役社長就任 平成21年４月　株式会社セゾン保険サービス代表取締役社長就任 平成29年４月　医療法人社団高千穂会西台クリニック入社顧問（現任） 平成29年４月　当社入社　顧問 平成29年６月　当社社外取締役就任（現任）	―
	【社外取締役候補者とした理由】 松澤攻臣氏は、当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。また、企業経営に関する豊富な知見・経験を活かし、内部統制及びコンプライアンスに関する的確な助言を行えると判断し、当社が定める「独立性の選任基準」を満たしているため、引き続き、取締役として適任と判断しました。 【取締役会出席状況（平成29年６月27日から平成30年３月31日まで）】 在任中開催された12回中12回すべてに出席		

（注）１．上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．齊藤陽三、松澤攻臣の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．齊藤陽三、松澤攻臣の両氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって齊藤陽三氏は２年、松澤攻臣氏は１年となります。
４．当社と齊藤陽三、松澤攻臣の両氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．齊藤陽三氏は、当社の特定関係事業者の監査役であります。
６．当社は、齊藤陽三、松澤攻臣の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」

当社の独立役員の独立性判断基準につきましては、「株式会社東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たした上、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者」としております。一般株主との利益相反の生じるおそれがあるか否かについては、資本的関係・人的関係・取引関係を十分に検証し、総合的に判断することとしております。また、当社の独立役員の選任基準は、「上記の独立性判断基準を充足し、客観的な視点から当社の経営・内部統制・コンプライアンス等に適切な意見を述べることができること」としております。

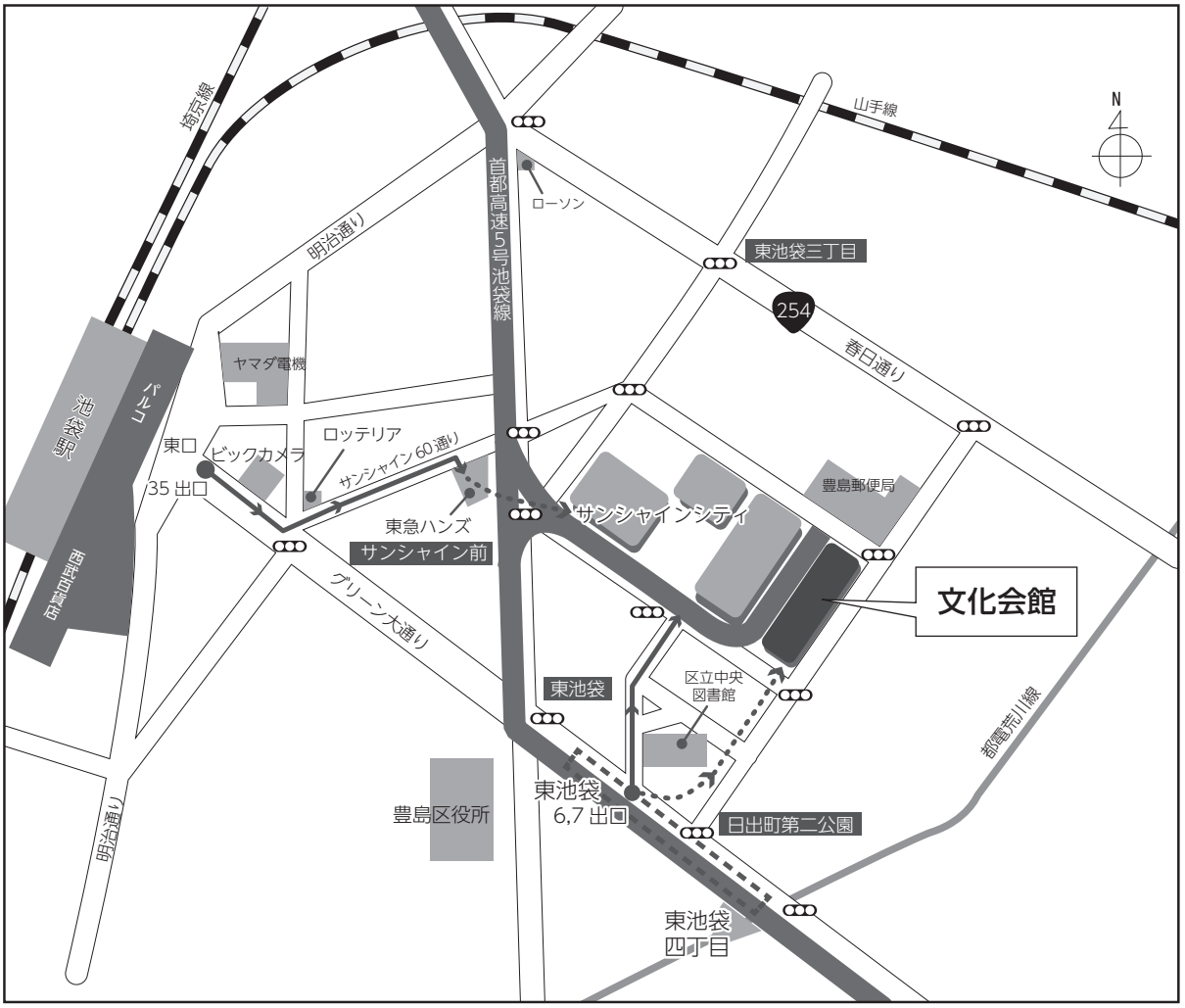
以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場案内図

会　場　東京都豊島区東池袋３－１－４
　　サンシャインシティ文化会館５０１　TEL 03―3989―3486



交　通

■池袋駅東口
　ＪＲ（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）
　地下鉄（丸ノ内線・有楽町線・副都心線）
　西武池袋線、東武東上線から徒歩15分

■東池袋駅
　地下鉄（有楽町線）から徒歩８分